

～～～新規就農を考えている方へ～～～

新規に就農（営農）するには、農地法他関係法規に基づき、農地の権利取得を行い、新たに農業を主業にしようとする者で、農地等を効率的かつ継続的に利用（耕作）し、維持保全することが義務付けられます。

農地の権利を取得するには、許可の要件として 3つの要件を満たす 必要があります。

- 1 **全部効率利用要件**・・・権利の取得（設定）する 農地を全て耕作する労力・技術を有していること。
- 2 **常時従事要件**・・・原則として、年間 150 日以上の農業従事を必要とすること。
- 3 **地域調和要件**・・・農地等 利用の分断、水利の阻害、地域の営農方法に影響がないこと。

○ 3つの要件について

- 1、**全部効率利用要件**の「農地を全て耕作する労力・技術を有している」とは、農業従事する労力や耕作に対する知識や技能経験や対応力、農機具等の所有や取扱経験、メンテナンス知識等が備わっているとともて全ての農地の耕作と収穫物の販路や営農経営が明確に計画されていることが必要です。

※耕作関連や農機具等の知識や技能は、農業大学校や農業スキルを指導している農園等の卒業。

または、民間農園等の一定の経験を経てください。

※耕作物の栽培経験期間の目安は、ワンサイクル（米：1年。野菜等耕運から収穫までを基本とします。）

- 2、**常時従事要件**の「年間 150 日以上の農業従事」とは、耕作が効率よく安定的に出来ることが必要です。

効率よく安定的とは、耕作地へ容易に行き来できる交通手段と荒天時でも迅速に耕作地へ向かえることや耕作物、耕作地また、周囲の耕作地へ極力影響を出さない対応と放置せず確実な耕作管理が必要です。

- 3、**地域調和要件**の「**利用の分断、水利の阻害、地域の営農方法に影響がない**」とは、地域独自のルールを把握、理解し、協力し、また協調する必要があります。

※新規就農までに知識、技能、経営、地域協力等様々な分野の修練と一定の経験、地域とのコミュニケーションが必要となります。

当該農地の権利取得に加え、上記3つの要件を満たし継続的な営農が可能であるかを農業委員会による審査を受けることとなります。

これらのことを踏まえ、新規就農を検討する際には次の事項に留意し、

事務局と相談や協議を重ねて準備するようにお願いします。

また、周辺の農地の状況や耕作等のアドバイスなどは、担当農業委員若しくは農地利用最適化推進委員への相談をお勧めします。（事務局からご紹介します。）

1、審査について

審査は**書類審査**と**面談**を実施します。

- ①提出書類：営農計画書、営農計画書追加資料、事項確認書他
- ②面談：農業委員会（正副会長、担当委員、推進委員、事務局）

①提出書類

提出書類について事務局で内容の確認を行います。

（記載漏れや記載内容の不足確認、追加書類等を求めることもあります。）

※注 提出書類に不備があれば受付できません。事務局で事前チェックを受けてください。

※注 受付を行っても書類内容等に補正が生じた場合には、補正完了まで手続きが進まないことがあります。

※注 書類の内容は、主に上記3つの要件が満たされているか詳細かつ具体的に記載してください。

※注 書類は、原則就農者本人で作成願います。

(書類内容について面談で具体的に聞きますのでしっかりと自分の表現で記載願います。)

②面談

提出書類が全て整ったのち面談を実施します。

※面談日程を事務局が調整します。

※面談では、就農に対する思いや営農計画（提出書類）について説明していただき、その後農業委員からの質問に答えていただきます。

面談当日までに追加資料の提出も出来ます。(事務局へ相談下さい。)

2、農地の権利取得時期について

権利等取得に関しては別途申請（届出）書類が必要です。事前に事務局へ相談の上、書類提出を願います。

※新規就農面談で了承された月末までに関係書類が提出されれば、翌月の農業委員会定例会の審議対象となります。

ただし、関係書類に補正事項が生じ期限内に修正されない場合や再面談等となった場合は、翌月の審議対象から外れることもありますので、事前に事務局と書類内容の調整をお願いします。

3、現地調査について

農業委員会定例会議前に対象の農地に対して、荒廃なく直ちに耕作可能かの農業委員による現地調査を実施しますので、調査実施までに、草刈や廃棄物等不要なものがないように現地確認と整理をお願いします。

4、農地取得に関する規制・条件等について

	規制・条件等	内 容
1	営農規制	3年間 の営農を義務付け
2	転売・解約等の規制	3年間 認めない
3	転用の規制	3年間 認めない
4	営農誓約書	提出を義務付け
5	農家判定書（農家証明）	3年間 証明しない
6	買受適格者証明	証明する

※既存農家は内容が異なります。

※1, 2, 3の規制で権利取得者の死亡等により耕作するものがなくなった場合や公共事業等のために国等に転売して転用する場合等やむを得ない理由があると農業委員会が認めた場合は除かれます。

※5で農業施設を建設する場合等やむを得ない理由があると農業委員会が認めた時は証明します。

お問合せ先
生駒市農業委員会事務局
TEL 0743-74-1111
内線 2210・2211